

○栃木市市民会議条例施行規則

平成25年7月1日

規則第35号

改正 令和3年3月26日規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、栃木市市民会議条例（平成25年栃木市条例第32号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、栃木市市民会議（以下「市民会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開等)

第2条 市民会議の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 栃木市情報公開条例（平成22年栃木市条例第20号）第6条各号の規定のいずれかに該当する事項について審議を行うとき。
- (2) 公開することにより、公正かつ円滑な審議が阻害され、会議の目的を達成することが困難になるおそれがあるとき。

2 市民会議の会長は、必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限し、又は傍聴人を退場させることができるものとする。

(会議録)

第3条 市民会議の会長は、会議録を調製するものとする。

(部会の運営等)

第4条 部会に、部会長を置く。

- 2 部会長は、部会員の互選により定める。
- 3 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。
- 4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 市民会議の庶務は、総合政策部総合政策課及び経営管理部総務課において処理する。

(令3規則13・一部改正)

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第13号）抄

この規則は、令和3年4月1日から施行する。